

経済産業省告示第七百三十一号

アルコール事業法施行規則（平成十二年通商産業省令第二百九号）第四十七条第五項第二号の規定に基づき、アルコール事業法施行規則第四十七条第五項第二号に規定する電子証明書を次のように定め、平成十四年三月一日から施行する。

平成十三年十二月二十五日

経済産業大臣 平沼 赳夫

アルコール事業法施行規則第四十七条第五項第二号に規定する電子証明書

アルコール事業法施行規則第四十七条第五項第二号に規定する電子証明書は、政府認証基盤（複数の認証局（ISO/IEC（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ISO/IEC」という。）九五九四・八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ISO/IEC九五九四・八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ISO/IEC九五九

四・八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。（）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（同項第一号に規定するものを除く。）とする。